

議案第 2 3 号

損害賠償等請求控訴事件の和解について

東京高等裁判所において係争中の損害賠償等請求控訴事件（平成25年（ネ）第6296号）について東京高等裁判所から和解勧告があったため、和解条項のとおり和解したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

平成 2 6 年 2 月 2 7 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

裁判所の和解勧告に基づき、控訴人、被控訴人双方の互譲により和解するため

和解条項

- 1 被控訴人は、控訴人に対し、本件和解金として7,997,745円の支払義務があることを認める。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、本和解成立後1か月以内に、前項の金員を控訴人が指定する銀行口座に振り込んで支払う。
- 3 控訴人は、被控訴人に対するその余の請求を放棄する。
- 4 控訴人及び被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに、何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、第1、第2審とも各自の負担とする。